

# 旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成 21 年改正） 規 約

## （目 的）

第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、旅行業等における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

## （定 義）

第 2 条 この規約において「旅行業等」とは、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項に規定する旅行業及び同法第 2 条第 2 項に規定する旅行者代理業をいう。

2 この規約において「事業者」とは、旅行業法第 3 条の登録を受けて旅行業等を営む者をいう。

3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が、自己の供給する旅行業務に関する取引（以下「旅行の取引」という。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該旅行の取引に付属すると認められる経済上の利益は、含まない。

(1) 物品及び土地、建物その他の工作物

(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金付証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券

(3) きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他催物への招待又は優待を含む。）

(4) 便益、労務その他の役務

## （一般消費者に対する景品類の提供の制限）

第 3 条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて当該景品類を提供してはならない。

(1) 懸賞により提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和 52 年公正取引委員会告示第 3 号）の範囲内の景品類

(2) 懸賞によらないで提供する場合は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和 52 年公正取引委員会告示第 5 号）の範囲内の景品類

## （相手方事業者に対する景品類の提供の制限）

第 4 条 事業者は、相手方事業者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和 52 年公正取引委員会告示第 3 号）の範囲を超えて景品類を提供してはならない。

## （公正取引協議会）

第 5 条 この規約の目的を達成するため、旅行業公正取引協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。

3 協議会は次の業務を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (7) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第6条 協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する事実があると思料するときは、その事実について必要な調査をすることができる。

- 2 協議会は、前項の調査をするため、関係者又は参考人から資料の提出、報告又は意見を求めることができる。
- 3 事業者は、前項の規定による協議会の調査に協力しなければならない。
- 4 協議会は、第1項又は第2項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わない場合は、5万円以下の違約金を課することができる。

(違反に対する措置)

第7条 協議会は、第3条又は第4条の規定に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該行為を直ちに停止すべき旨、当該行為と同種又は類似の行為を再び行ってはならない旨その他必要な措置を文書をもって警告することができる。

- 2 協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認められたときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分にし、又は内閣総理大臣若しくは政令で委任を受けた者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 協議会は、前条第4項又は前二項の規定により警告し、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって内閣総理大臣又は政令で委任を受けた者に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第8条 協議会は、第6条第4項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から7日以内に協議会に対して、文書による異議の申立てをすることができる。
- 3 協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。
- 4 協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の事項を実施するものとする。

(規則の制定)

第9条 協議会は、この規約の実施に関する事項について、規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め又は変更しようとするときは、事前に内閣総理大臣又は政令で委任を受けた者及び公正取引員会の承認を受けるものとする。

